

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例施行規則

令和5年2月21日

規則第8号

改正 令和6年3月28日 規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例(令和4年西条市条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地下水の水質又は水量に影響を及ぼし、又はそのおそれがある地下工事)

第2条 条例第2条第12号の地下水の水質又は水量に影響を及ぼし、又はそのおそれがある工事は、次のとおりとする。

- (1) 杭等を使用する工事
- (2) 土壌凝固剤等の薬剤を使用する工事
- (3) 生コンクリートの投入、打設を行う工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が地下水の水質又は水量に影響を及ぼし、又はそのおそれがあると認める工事

(対象事業実施に係る周辺住民等への説明に関する報告)

第3条 条例第14条第2項の規定による報告は、対象事業実施に係る周辺住民等への説明に関する報告書(様式第1号)により行うものとし、同項の規則で定める事項は、同様式中において定める事項とする。

(対象事業の許可申請)

第4条 条例第15条第1項の規定による申請は、対象事業許可申請書(様式第2号)により行うものとし、同項の規則で定める事項は、同様式中において定める事項とする。

(対象事業実施に係る決定通知)

第5条 条例第15条第2項の規定による通知は、対象事業実施に係る決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(対象事業の変更又は中止)

第6条 条例第15条第3項の規定による申請又は届出は、対象事業変更申請(中止届出)書(様式第4号)により行うものとする。

(対象事業場の設置の着手制限)

第7条 条例第16条第2項の規定による命令は、対象事業場設置一時停止命令書(様式第5号)により行うものとする。

(対象事業場設置完了の届出)

第8条 条例第17条第1項及び附則第6項の規定による届出は、対象事業場設置完了届出書(様式第6号)により行うものとし、条例第17条第1項及び附則第6項

の規則で定める事項は、同様式中において定める事項とする。

(水の汚染状態の測定)

第9条 条例第17条第1項の規定による届出をした者の条例別表第3の4(1)の規定による報告は、次に掲げるところにより、対象事業場から排出される水の汚染状態を測定し、その結果を提出することにより行うものとする。

(1) 測定は、条例別表第3の1の表項目欄に掲げる項目について、同表の測定方法欄に掲げる方法により行う。

(2) 測定は、法令に特別の定めがあるものを除き、条例別表第3の1の表(1)に掲げる項目にあっては年に1回以上、その他の項目にあっては市長が必要と認める場合に行うものとする。

(3) 測定は、全ての排水口から排出される水について行うものとし、事業場から地下に浸透する水がある場合は、地下水についても行うものとする。

2 前項に規定する測定の結果は、測定の都度、記録するとともに、市長に報告しなければならない。

(対象事業場の廃止の届出)

第10条 条例第18条の規定による届出は、対象事業場廃止届出書(様式第7号)により行うものとする。

(規制事業場の設置の制限)

第11条 条例第19条第2項の規定による命令は、規制事業場設置中止及び原状回復(代替措置)命令書(様式第8号)により行うものとする。

2 条例第19条第3項の規定による届出は、規制事業場設置中止に係る原状回復(代替措置)完了届出書(様式第9号)により行うものとする。

(有害物質使用事業場の設置等の届出)

第12条 条例第20条第1項及び第3項並びに附則第7項の規定による届出は、有害物質使用事業場設置(変更・中止)届出書(様式第10号)により行うものとし、条例第20条第1項及び附則第7項の規則で定める事項は、同様式中において定める事項とする。

(有害物質使用事業場の廃止の届出)

第13条 条例第22条の規定による届出は、有害物質使用事業場廃止届出書(様式第11号)により行うものとする。

(地下工事の実施等の届出)

第14条 条例第25条第1項及び第2項並びに附則第8項の規定による届出は、地下工事実施(変更・中止)届出書(様式第12号)により行うものとし、条例第25条第1項及び附則第8項の規則で定める事項は、同様式中において定める事項とする。

(地下工事における住民説明の範囲)

第15条 条例第26条第1項ただし書の地下工事の実施場所の周辺とは、地下工事の実施場所からおおむね200メートルまでの範囲とする。

(地下工事における住民説明の報告)

第16条 条例第26条第2項の規定による報告は、地下工事实施に係る周辺住民等への説明に関する報告書(様式第13号)により行うものとし、同項の規則で定める事項は、同様式中において定める事項とする。

(地下工事の影響調査)

第17条 条例第27条第1項の地下水の水質又は水量に影響を及ぼすおそれがある区域(以下「調査区域」という。)は、地下工事の実施場所から、おおむね200メートルまでの範囲をいう。

2 条例第27条第1項の水質検査又は水量調査は、原則として、調査区域の中で、地下水の流れを考慮し、2か所以上の場所で行うものとする。

3 条例第27条第1項の水質検査で検査する項目(以下「検査項目」という。)は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表に掲げる全ての項目とする。ただし、市長が認める場合は、検査項目の一部を省略することができる。

4 条例第27条第1項の水量調査は、地下工事に着手する日の7日前から完了の日の7日後まで毎日実施するものとする。ただし、市長が認める場合は、当該期間を短縮することができるものとする。

5 条例第27条第1項の水量調査は、調査区域において水量測定器を設置する方法により行うものとする。ただし、水量測定器の設置が困難である等の市長が認める場合は、調査区域における地下水位を測定する方法により行うことができる。

6 条例第27条第1項の規定による報告は、地下工事(工事前・工事中・工事後)に係る水質又は水量報告書(様式第14号)により行うものとする。

(地下工事における地下水の水質検査又は水量調査の実施命令等)

第18条 条例第27条第2項の規定による命令は、地下工事における地下水の水質検査又は水量調査実施命令書(様式第15号)により行うものとする。

2 条例第27条第3項の規定による報告は、地下工事における影響の原因調査報告書(様式第16号)により行うものとする。

3 条例第27条第5項の規定による報告は、地下工事における地下水の水質又は水量への影響を取り除くための措置に関する報告書(様式第17号)により行うものとする。

(地下工事の一時停止命令)

第19条 条例第28条の規定による命令は、地下工事一時停止命令書(様式第18号)により行うものとする。

(地下工事完了の届出)

第20条 条例第29条の規定による届出は、地下工事完了届出書（様式第19号）により行うものとする。

（地下工事以外の工事における地下水の水質検査又は水量調査の実施命令等）

第21条 条例第31条第2項の規定による命令は、地下工事以外の工事における地下水の水質検査又は水量調査実施命令書（様式第20号）により行うものとする。

2 条例第31条第3項の規定による報告は、地下工事以外の工事における影響の原因調査報告書（様式第21号）により行うものとする。

3 条例第31条第4項の規定による命令は、地下工事以外の工事一時停止命令書（様式第22号）により行うものとする。

4 条例第31条第6項の規定による報告は、地下工事以外の工事における地下水の水質又は水量への影響を取り除くための措置に関する報告書（様式第23号）により行うものとする。

（地下水の採取における住民説明及び影響調査の範囲等）

第22条 条例第32条第1項に規定する規則で定める水利施設は、打込式消火栓とする。

2 条例第32条第1項ただし書及び第33条第1項ただし書における周辺住民等が地下水を利用しない場合とは、地下水の採取の実施場所からおおむね200メートルまでの範囲内で地下水を利用しない場合とする。

（地下水の採取に係る周辺住民等への説明に関する報告）

第23条 条例第32条第3項の規定による報告は、地下水採取に係る周辺住民等への説明に関する報告書（様式第24号）により行うものとし、同項の規則で定める事項は、同様式中において定める事項とする。

（地下水の採取の影響調査）

第24条 条例第33条第1項の規定による影響調査は、設置しようとする井戸で地下水を採取した場合に、地下水位の低下又は自噴量が減少する範囲とその程度について調査することをいう。

（地下水の採取の許可申請）

第25条 条例第34条第1項の規定による申請は、地下水採取許可申請書（様式第25号）により行うものとし、同項の規則で定める事項は、同様式中において定める事項とする。

（地下水の採取の可否）

第26条 条例第34条第2項第1号の影響を及ぼさない程度の採取量とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 周辺住民等が利用する井戸との間隔が200メートル未満の場合 次のアからウまでのいずれにも該当するものとする。

ア 地下水の採取量が、揚水試験における限界揚水量（段階揚水試験開始後、地

下水の水位が著しく低下し始める時点における揚水量をいう。)の8割以下であること。

イ 12時間以上の連続揚水試験を行った結果、地下水位の安定が確認されること。

ウ 回復試験を行った結果、地下水の水位が揚水試験前の水位まで回復すること。

(2) 周辺住民等が利用する井戸との間隔が200メートル以上の場合又は廃止する井戸の代替のために設置する井戸であって、地下水採取予定者が所有する既設の井戸との間隔が150メートル以上の場合 次のアからウまでの層の区分に応じ、当該アからウまでに定めるとおりとする。

ア 主として礫、砂及び粘土から成る層 1本当たり採取量が、1日当たり2,400立法メートル以下であること。

イ 主として粘土混じり砂礫から成る層 1本当たり採取量が、1日当たり1,200立法メートル以下であること。

ウ 茶褐色の砂礫から成る層 1本当たり採取量が、1日当たり1,000立法メートル以下であること。

2 条例第34条第2項の規定による通知は、地下水採取に係る決定通知書(様式第26号)により行うものとする。

(地下水の採取の変更又は中止)

第27条 条例第34条第3項の規定による申請又は届出は、地下水採取変更申請(中止届出)書(様式第27号)により行うものとする。

(地下水の採取の計画の変更又は中止の命令)

第28条 条例第34条第5項の規定による命令は、地下水採取計画変更(中止)命令書(様式第28号)により行うものとする。

(井戸の設置の一時停止命令)

第29条 条例第35条の規定による命令は、井戸設置一時停止命令書(様式第29号)により行うものとする。

(井戸の設置完了の届出)

第30条 条例第36条及び附則第9項の規定による届出は、井戸設置完了届出書(様式第30号)により行うものとし、条例第36条及び附則第9項の規則で定める事項は、同様式中において定める事項とする。

(地下水の採取量の報告)

第31条 条例第37条の規定による報告は、地下水採取量報告書(様式第31号)により行うものとする。

(専用水道の地下水の採取量の報告)

第32条 条例第38条の規定による報告は、専用水道の地下水採取量報告書(様式第32号)により行うものとする。

(井戸の撤去の届出)

第33条 条例第39条第1項及び第2項の規定による届出は、井戸撤去届出書(様式第33号)により行うものとする。

(汚染状態の基礎的な調査)

第34条 条例第40条第1項の規則で定める浄化目標は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 条例第40条第2項の規定による報告は、基礎調査結果報告書(様式第34号)により行うものとする。

(詳細調査の計画の承認の手続)

第35条 条例第43条第1項の規則で定める日は、関係事業者が条例第41条第1項の規定による指定を受けた日から3か月以内とする。

2 詳細調査実施者は、条例第43条第1項の承認を受けようとするときは、詳細調査計画書(様式第35号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、条例第43条第1項の承認をするときは、詳細調査実施者に対し、詳細調査計画承認書(様式第36号)を交付するものとする。

4 詳細調査実施者は、条例第43条第2項の承認を受けようとするときは、詳細調査変更計画書(様式第37号)を市長に提出しなければならない。

5 市長は、条例第43条第2項の承認をするときは、詳細調査実施者に対し、詳細調査変更計画承認書(様式第38号)を交付するものとする。

(詳細調査の結果報告の手続)

第36条 条例第45条の規定による報告は、詳細調査結果報告書(様式第39号)により行うものとする。

(浄化事業の計画承認の手続)

第37条 条例第48条第1項の規則で定める日は、関係事業者が条例第46条第1項の規定による指定を受けた日から3か月以内とする。

2 浄化事業実施者は、条例第48条第1項の承認を受けようとするときは、浄化事業計画書(様式第40号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、条例第48条第1項の承認をするときは、浄化事業実施者に対し、浄化事業計画承認書(様式第41号)を交付するものとする。

4 浄化事業実施者は、条例第48条第2項の承認を受けようとするときは、浄化事業変更計画書(様式第42号)を市長に提出しなければならない。

5 市長は、条例第48条第2項の承認をするときは、浄化事業実施者に対し、浄化事業変更計画承認書(様式第43号)を交付するものとする。

(浄化事業の経過報告の手続)

第38条 条例第50条の規定による報告は、浄化事業が3か月を超えるときは、3か月に1回以上、浄化事業経過報告書(様式第44号)により行うものとする。

(浄化事業の終了の承認の手続)

第39条 浄化事業実施者は、条例第51条第1項の承認を受けようとするときは、浄化事業終了申出書(様式第45号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第51条第1項の承認をするときは、浄化事業実施者に対し、浄化事業終了承認書(様式第46号)を交付するものとする。

(詳細調査及び浄化事業の実施命令)

第40条 条例第52条第1項の規定による命令は、詳細調査(浄化事業)実施命令書(様式第47号)により行うものとする。

(渇水時の地下水の採取制限等)

第41条 条例第55条の規定による命令は、渇水時地下水採取制限(井戸一時停止)命令書(様式第48号)により行うものとする。

(災害時の地下水の採取制限等)

第42条 条例第56条の規定による命令は、災害時地下水採取制限(井戸一時停止)命令書(様式第49号)により行うものとする。

(証明書)

第43条 条例第57条第2項に規定する証明書は、西条市職員の服務等に関する規程(平成16年西条市訓令第19号)第5条に規定する身分証明書とする。

(対象事業に係る改善命令)

第44条 条例第58条第1項の規定による命令は、対象事業に係る改善命令書(様式第50号)により行うものとする。

(有害物質使用事業場に係る改善命令)

第45条 条例第58条第2項の規定による命令は、有害物質使用事業場に係る改善命令書(様式第51号)により行うものとする。

(地下工事に係る改善命令)

第46条 条例第58条第3項の規定による命令は、地下工事に係る改善命令書(様式第52号)により行うものとする。

(地下工事以外の工事に係る改善命令)

第47条 条例第58条第4項の規定による命令は、地下工事以外の工事に係る改善命令書(様式第53号)により行うものとする。

(地下水の採取に係る改善命令)

第48条 条例第58条第5項の規定による命令は、地下水採取に係る改善命令書(様式第54号)により行うものとする。

(承継の報告)

第49条 条例第59条の規定により地位を承継した者は、地位を承継した日から30日以内に地位承継届出書(様式第55号)により届け出なければならない。

(その他)

第50条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(西條市地下水の保全に関する条例施行規則の廃止)

2 西條市地下水の保全に関する条例施行規則(平成16年西條市規則第4号)は、廃止する。

附 則(令和6年3月28日規則第10号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



別表第1（第34条関係）

項目	浄化目標	
	土壌又は地質	地下水
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
シアン化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る。）	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0.02mg/L以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	0.0005mg/L以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	検出されないこと。
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
ほう素及びその化合物	1mg/L以下	1mg/L以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	10mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下

1, 4-ジオキサン	—	0.05 mg/L以下
------------	---	-------------

備考

- 1 土壌又は地質中の各物質の溶出量の測定方法は、土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年環境省告示第18号）に定める方法による。
- 2 地下水中の各物質の含有量の測定方法は、水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づく環境大臣が定める測定方法（平成8年環境庁告示第55号）に定める方法による。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

対象事業実施に係る周辺住民等への説明に関する報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第 1 4 条の規定による周辺住民等への説明を行ったので、下記のとおり報告します。

記

事業の名称	
事業の目的	
事業の実施場所	
説明の実施日	年 月 日
説明の実施場所	
説明の方法	<input type="checkbox"/> 説明会の開催 <input type="checkbox"/> 個別説明 <input type="checkbox"/> その他（ ）
説明範囲及び人数	
説明者	
説明に対する意見等	

添付書類

- 1 説明に用いた資料
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

対象事業許可申請書

下記の事業を実施したいので、西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第15条の規定により、関係書類を添付して申請します。

記

事業の名称	
事業の目的	
事業の実施場所	
事業の実施面積	
事業場の設置着手予定日	年 月 日
事業場の完成予定日	年 月 日
事業開始予定日	年 月 日
土壌、地質、地下水又は 大気汚染防止方法	

添付書類

- 1 事業の計画書及び工程表
- 2 事業実施の位置図及び区域図
- 3 事業場の平面図、用排水系統図及び建物図面
- 4 住民票の写し（法人にあっては、定款及び登記簿謄本の写し）
- 5 その他市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

様

西条市長



対象事業実施に係る決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業について、西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例（以下「条例」という。）第15条の規定により、事業の実施（許可・不許可）と決定したので、通知します。

また、事業の実施に当たり、条例別表第3の基準を遵守すること及び基準に適合しない排水を排出し、又はそのおそれがあると認めるときは、条例第58条の規定により、施設の構造又は排水処理方法の改善等必要な措置を講ずるよう命ずることがあることを申し添えます。

事業の名称	
事業の目的	
事業の実施場所	
事業の実施面積	

（教示欄）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

対象事業変更申請（中止届出）書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第15条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり申請します（届け出ます）。

記

事業の名称	
事業の目的	
事業の実施場所	
事業の実施面積	
土壌、地質、地下水又は大気 汚染防止方法	
事業の変更（中止）予定日	年 月 日
事業の変更（中止）理由	

注 変更の場合は、二段書とし、変更後を上段に、変更前を下段に記載する。

添付書類

- 1 事業の計画書及び工程表
- 2 事業実施の位置図及び区域図
- 3 事業場の平面図、用排水系統図及び建物図面
- 4 その他市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

様

西条市長



対象事業場設置一時停止命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例（以下「条例」という。）  
第 16 条の規定により、下記のとおり対象事業場設置の一時停止を命じます。

記

事業の名称	
事業の目的	
事業の実施場所	
一時停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
一時停止の理由	条例第 15 条第 項の規定による対象事業の実施を認める決定を受けていないため
備考	

（教示欄）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提

起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



様式第6号（第8条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

対象事業場設置完了届出書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第17条（附則第6項）の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり届け出ます。

記

事業の名称	
事業の目的	
事業場の名称	
事業の実施場所	
事業の実施面積	
設置工事に要した期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業開始予定日	年 月 日
備考	

添付書類

- 1 事業の概要
- 2 事業実施の位置図及び区域図
- 3 事業場の平面図、用排水系統図及び建物図面
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

対象事業場廃止届出書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第18条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり届け出ます。

記

事業の名称	
事業の目的	
事業場の名称	
事業の実施場所	
事業の実施面積	
事業場の廃止日	年 月 日
廃止後の用途	
備考	

添付書類

- 1 事業の概要
- 2 事業実施の位置図及び区域図
- 3 事業場の平面図、用排水系統図及び建物図面
- 4 その他市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

様

西条市長



規制事業場設置中止及び原状回復（代替措置）命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第19条の規定により、下記のとおり規制事業場の設置中止及び原状回復（代替措置）を命じます。

記

事業の名称	
事業の目的	
事業の実施場所	
事業の実施面積	
原状回復（代替措置）の期限	年 月 日
備考	

（教示欄）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提

起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

規制事業場設置中止に係る原状回復（代替措置）完了届出書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第19条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり届け出ます。

記

事業の名称	
事業の目的	
事業の実施場所	
事業の実施面積	
原状回復（代替措置）の期限	年 月 日
原状回復（代替措置）の完了日	年 月 日
備考	

添付書類

- 1 事業の概要
- 2 事業実施の位置図及び区域図
- 3 事業場の平面図、用排水系統図及び建物図面
- 4 原状回復等が分かる写真
- 5 その他市長が必要と認める書類

様式第10号（第12条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

有害物質使用事業場設置（変更・中止）届出書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第20条（附則第7項）の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり届け出ます。

記

事業場の名称	
事業の目的	
事業場の場所	
有害物質の名称及び数量並びに製造、使用、検査、処理、保管等の別	
事業場の設置（変更・中止）予定日	年 月 日
土壌、地質、地下水又は大気汚染防止方法	
備考	

注 変更の場合は、二段書とし、変更後を上段に、変更前を下段に記載する。

添付書類

- 1 事業の概要
- 2 事業実施の位置図及び区域図
- 3 事業場の平面図、用排水系統図及び建物図面
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

### 有害物質使用事業場廃止届出書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第 2 2 条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり届け出ます。

#### 記

事業場の名称	
事業の目的	
事業場の場所	
有害物質の名称及び数量並びに製造、 使用、検査、処理、保管等の別	
事業場の廃止日	年 月 日
廃止後の用途	
備考	

#### 添付書類

- 1 事業の概要
- 2 事業実施の位置図及び区域図
- 3 事業場の平面図、用排水系統図及び建物図面
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第 1 2 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

地下工事実施（変更・中止）届出書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第 2 5 条（附則第 8 項）の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり届け出ます。

記

地下工事の名称	
地下工事の目的	
地下工事の場所	
地下工事の施工者	
期間	全工事期間： 年 月 日～ 年 月 日 地下工事期間： 年 月 日～ 年 月 日
地下工事の工法	
地下水の汚濁、汚染及び水量減少の防止対策	
備考	(1) 周辺での飲用井戸又は水道水源 (有・無) (2) 杭等の使用 (有・無) (3) 土壌凝固剤等の薬剤使用 (有・無) (4) 生コンクリートの投入、打設 (有・無)

注 変更の場合は、二段書とし、変更後を上段に、変更前を下段に記載する。

添付書類

- 1 事業の概要
- 2 工事の計画書及び工程表
- 3 地下工事の位置図
- 4 その他市長が必要と認める書類



様式第 1 3 号（第 1 6 条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

地下工事实施に係る周辺住民等への説明に関する報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第 2 6 条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり報告します。

記

地下工事の名称	
地下工事の目的	
地下工事の場所	
説明の実施日	年 月 日
説明の実施場所	
参加者	
説明者	
説明に対する意見等	

添付書類

- 1 説明に用いた資料
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第 1 4 号（第 1 7 条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

地下工事（工事前・工事中・工事後）に係る水質又は水量報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第 2 7 条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり報告します。

記

地下工事の名称	
地下工事の場所	
工事の期間	全工事期間： 年 月 日～ 年 月 日 地下工事期間： 年 月 日～ 年 月 日
水質検査の実施日	年 月 日
水量調査の実施期間	年 月 日～ 年 月 日
水質検査、水量調査の実施場所	
水質検査、水量調査の結果	
備考	

添付書類

- 1 水質検査、水量調査の実施場所が分かる図面
- 2 水質検査、水量調査の結果が分かる証明書等
- 3 その他市長が必要と認める書類

様

西条市長



地下工事における地下水の水質検査又は水量調査実施命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第27条の規定により、下記のとおり地下水の水質検査又は水量調査を命じます。

記

地下工事の名称	
地下工事の場所	
水質検査、水量調査 の実施場所	
水質検査項目	
水質検査の実施期間 及び周期	年 月 日から 年 月 日まで
水量調査の実施期間 及び周期	年 月 日から 年 月 日まで
結果の報告期限	年 月 日
備考	

（教示欄）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったこ

とを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第16号（第18条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

### 地下工事における影響の原因調査報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第27条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり報告します。

#### 記

地下工事の名称	
地下工事の場所	
水質検査、水量調査の実施場所	
水質検査項目	
水質検査の実施日	年 月 日
水量調査の実施日	年 月 日
水質検査、水量調査の結果	
水質又は水量に影響を及ぼした原因	
備考	

#### 添付書類

- 1 水質検査、水量調査の実施場所が分かる図面
- 2 水質検査、水量調査の結果が分かる証明書等
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第 17 号（第 18 条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

地下工事における地下水の水質又は水量への影響を取り除くための措置  
に関する報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第 27 条の規定によ  
り、関係書類を添付して、下記のとおり報告します。

記

地下工事の名称	
地下工事の場所	
水質又は水量に影響 を及ぼした原因	
水質又は水量への影 響を取り除くための 措置	
備考	

添付書類

- 1 措置の内容が分かる資料
- 2 その他市長が必要と認める書類

様

西条市長



地下工事一時停止命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例（以下「条例」という。）  
第28条の規定により、下記のとおり地下工事の一時停止を命じます。

記

地下工事の名称	
地下工事の実施場所	
一時停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
一時停止の理由	<input type="checkbox"/> 条例第25条第1項の規定による届出を行っていないため <input type="checkbox"/> 条例第25条第2項の規定による変更の届出を行っていないため <input type="checkbox"/> 地下工事に起因して地下水の水質又は水量に影響を及ぼしたと認められるため
備考	

（教示欄）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくな

ります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



様式第19号（第20条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

### 地下工事完了届出書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第29条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり届け出ます。

#### 記

地下工事の名称	
地下工事の場所	
地下工事に要した期間	年 月 日から 年 月 日まで
地下工事によって生じた問題点及びその解決状況	
備考	

#### 添付書類

- 1 事業の概要
- 2 地下工事の概要
- 3 地下工事の位置図
- 4 その他市長が必要と認める書類

様

西条市長



地下工事以外の工事における地下水の水質検査又は水量調査実施命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第31条の規定により、下記のとおり地下水の水質検査又は水量調査を命じます。

記

工事の名称	
工事の場所	
水質検査、水量調査 の実施場所	
水質検査項目	
水質検査の実施期間 及び周期	年 月 日から 年 月 日まで
水量調査の実施期間 及び周期	年 月 日から 年 月 日まで
結果の報告期限	年 月 日
備考	

（教示欄）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があっ

たことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 2 1 号（第 2 1 条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

### 地下工事以外の工事における影響の原因調査報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第 3 1 条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり報告します。

#### 記

工事の名称	
工事の場所	
水質検査、水量調査の実施場所	
水質検査項目	
水質検査の実施日	年 月 日
水量調査の実施日	年 月 日
水質検査、水量調査の結果	
水質又は水量に影響を及ぼした原因	
備考	

#### 添付書類

- 1 水質検査、水量調査の実施場所が分かる図面
- 2 水質検査、水量調査の結果が分かる証明書等
- 3 その他市長が必要と認める書類

様

西条市長



地下工事以外の工事一時停止命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例（以下「条例」という。）  
第 3 1 条の規定により、下記のとおり工事の一時停止を命じます。

記

工事の名称	
工事の実施場所	
一時停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
一時停止の理由	地下工事以外の工事に起因して地下水の水質又は水量に影響を及ぼしたと認められるため
備考	

（教示欄）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日

の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第 2 3 号（第 2 1 条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

地下工事以外の工事における地下水の水質又は水量への影響を取り除く  
ための措置に関する報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第 3 1 条の規定によ  
り、関係書類を添付して、下記のとおり報告します。

記

地下工事以外の工事の名称	
地下工事以外の工事の場所	
水質又は水量に影響を及ぼ した原因	
水質又は水量への影響を取 り除くための措置	
備考	

添付書類

- 1 措置の内容が分かる資料
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第 2 4 号（第 2 3 条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

地下水採取に係る周辺住民等への説明に関する報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第 3 2 条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり報告します。

記

井戸の名称				
井戸の設置目的及び地下水の用途				
井戸の設置場所				
井戸の構造	内径	mm	深さ	m
揚水機設備	吐出口断面積	cm <sup>2</sup>	ストレーナーの位置	
	最大揚水能力	m <sup>3</sup> /日		
	原動機の出カ	k W	種類	
地下水採取量	揚水機稼働日当たり	平均	m <sup>3</sup> /日	
	採取予定量	最大	m <sup>3</sup> /日	
説明の実施日	年 月 日			
説明の実施場所				
参加者				
説明者				
説明に対する意見等				

添付書類

- 1 説明に用いた資料
- 2 その他市長が必要と認める書類



様式第 25 号（第 25 条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

### 地下水採取許可申請書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第 34 条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり申請します。

記

井戸の名称					
井戸の設置目的及び地下水の用途					
井戸の設置場所					
井戸の構造	内径	mm	深さ	m	
揚水機設備	吐出口断面積	cm <sup>2</sup>	ストレーナーの位置		
	最大揚水能力	m <sup>3</sup> /日	m から m		
	原動機の出力	k W	種類		
地下水採取量	揚水機稼働日数	稼働日当たり	平均	m <sup>3</sup> /日	
	日間	採取予定量	最大	m <sup>3</sup> /日	
井戸の設置工事期間	年	月	日から	年	月 日まで
使用開始予定年月日	年	月	日		
地下水の節水及び涵養計画					
影響調査結果					
備考					

添付書類

- 1 事業全体の計画書及び工程表
- 2 事業実施の位置図及び区域図
- 3 事業場の平面図、用排水系統図及び建物図面
- 4 住民票の写し（法人にあっては、定款及び登記簿謄本の写し）
- 5 その他市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

様

西条市長



地下水採取に係る決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地下水の採取について、西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例（以下「条例」という。）第34条の規定により、地下水の採取（可・否）と決定したので、通知します。

また、地下水の採取に当たり、同条の基準を遵守すること及び地下水を採取することにより周辺住民等が利用する地下水の水質又は水量に影響を及ぼし、又はそのおそれがあると認める場合は、条例第58条の規定により地下水の水質の保全、水量の回復等、必要な措置を講ずるよう命ずることがあることを申し添えます。

井戸の名称	
井戸の設置目的及び地下水の用途	
井戸の設置場所	

（教示欄）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

地下水採取変更申請（中止届出）書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第 34 条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり申請します（届け出ます）。

記

井戸の名称				
井戸の設置目的及び地下水の用途				
井戸の設置場所				
井戸の構造	内径	mm	深さ	m
揚水機設備	吐出口断面積	cm <sup>2</sup>	ストレーナーの位置 m から m	
	最大揚水能力	m <sup>3</sup> /日		
	原動機の出力	k W	種類	
地下水採取量	揚水機稼働日数 日間	稼働日当たり	平均	m <sup>3</sup> /日
		採取予定量	最大	m <sup>3</sup> /日
井戸の設置工事期間	年 月 日から	年 月 日まで		
使用開始予定年月日	年 月 日			
地下水の節水及び涵養計画				
影響調査結果				
備考				

注 変更の場合は、二段書とし、変更後を上段に、変更前を下段に記載する。

添付書類

- 1 事業全体の計画書及び工程表
- 2 事業実施の位置図及び区域図
- 3 事業場の平面図、用排水系統図及び建物図面
- 4 その他市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

様

西条市長



地下水採取計画変更（中止）命令書

年 月 日付けで申請のあった地下水の採取について、西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第 34 条の規定により、下記のとおり地下水の採取の計画変更（中止）を命じます。

記

井戸の名称			
井戸の設置目的及び地下水の用途			
井戸の設置場所			
井戸の構造	内径	mm	深さ m
揚水機設備	吐出口断面積	cm <sup>2</sup>	ストレーナーの位置 m から m
	最大揚水能力	m <sup>3</sup> /日	
	原動機の出力	k W	種類
地下水採取量	揚水機稼働日数 日間	稼働日当たり 平均	m <sup>3</sup> /日
		採取予定量 最大	m <sup>3</sup> /日
井戸の設置工事期間	年 月 日から	年 月 日まで	
使用開始予定年月日	年 月 日		
地下水の節水及び涵養計画			
影響調査結果			
変更（中止）命令の理由	<input type="checkbox"/> 周辺の水道水源及び井戸並びに湧水に影響を及ぼさない程度の採取量でないため <input type="checkbox"/> 節水及び涵養に関する対策が適切に施されていないため		
備考			

（教示欄）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様

西条市長



井戸設置一時停止命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例（以下「条例」という。）  
第 35 条の規定により、下記のとおり井戸の設置の一時停止を命じます。

記

井戸の名称	
井戸の設置場所	
一時停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
一時停止の理由	条例第 34 条第 2 項又は第 3 項の通知前に地下水の採取に着手したため
備考	

（教示欄）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算し

て6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

井戸設置完了届出書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第36条（附則第9項）の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり届け出ます。

記

井戸の名称					
井戸の設置目的及び地下水の用途					
井戸の設置場所					
井戸の構造	内径	mm	深さ	m	
揚水機設備	吐出口断面積	cm <sup>2</sup>	ストレーナーの位置		
	最大揚水能力	m <sup>3</sup> /日	mから m		
	原動機の出力	k W	種類		
地下水採取量	揚水機稼働日数	稼働日当たり	平均	m <sup>3</sup> /日	
	日間	採取予定量	最大	m <sup>3</sup> /日	
井戸の設置工事期間	年	月	日から	年	月 日まで
使用開始予定年月日	年	月	日		
地下水の節水及び涵養計画					
井戸の設置によって生じた問題点とその解決状況					
備考					

添付書類

- 1 事業全体の計画書
- 2 事業実施の位置図及び区域図
- 3 事業場の平面図、用排水系統図及び建物図面
- 4 その他市長が必要と認める書類



様式第 3 1 号（第 3 1 条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

地下水採取量報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第 3 7 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

井戸の名称			
井戸の設置目的及び地下水の用途			
井戸の設置場所			
地下水採取量	年度	年間採取量 $m^3$	
揚水機稼働日数	日間	稼働日当たり 平均	$m^3/日$
		採取量 最大	$m^3/日$
4 月 $m^3$	8 月 $m^3$	1 2 月 $m^3$	
5 月 $m^3$	9 月 $m^3$	1 月 $m^3$	
6 月 $m^3$	1 0 月 $m^3$	2 月 $m^3$	
7 月 $m^3$	1 1 月 $m^3$	3 月 $m^3$	

様式第 3 2 号 (第 3 2 条関係)

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)

電話番号

専用水道の地下水採取量報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第 3 8 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

井戸の名称			
井戸の設置目的及び地下水の用途			
井戸の設置場所			
地下水採取量	年度	年間採取量 $m^3$	
揚水機稼働日数	日間	稼働日当たり 平均	$m^3/日$
		採取量 最大	$m^3/日$
4 月 $m^3$	8 月 $m^3$	1 2 月 $m^3$	
5 月 $m^3$	9 月 $m^3$	1 月 $m^3$	
6 月 $m^3$	1 0 月 $m^3$	2 月 $m^3$	
7 月 $m^3$	1 1 月 $m^3$	3 月 $m^3$	

様式第 3 3 号（第 3 3 条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

井戸撤去届出書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第 3 9 条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり届け出ます。

記

井戸の名称		
井戸の設置目的及び地下水の用途		
井戸の設置場所		
井戸の構造	内径 mm	深さ m
揚水機設備	吐出口断面積 $\text{cm}^2$	ストレーナーの位置 m から m
	最大揚水能力 $\text{m}^3/\text{日}$	
	原動機出力 kW	種類
井戸の撤去日	年 月 日	
井戸の撤去方法		
備考		

添付書類

- 1 事業全体の計画書
- 2 事業実施の位置図及び区域図
- 3 事業場の平面図、用排水系統図及び建物図面
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第 3 4 号（第 3 4 条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

### 基礎調査結果報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第 4 0 条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり報告します。

### 記

汚染地の所在地	
調査の内容	
結果の概要	
調査実施期間	年 月 日～ 年 月 日
参考事項	
調査担当者	所属 氏名 電話番号
委託業者	名称 現場責任者氏名 電話番号

### 添付書類

- 1 調査の概要
- 2 調査実施の位置図及び区域図
- 3 その他市長が必要と認める書類

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

詳細調査計画書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第 4 3 条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり提出します。

記

汚染地の所在地	
調査区分	<input type="checkbox"/> 地歴調査 <input type="checkbox"/> 土壌ガス調査 <input type="checkbox"/> ボーリング調査 <input type="checkbox"/> その他の調査（ ）
計画の概要	
調査予定期間	年 月 日～ 年 月 日
参考事項	
調査担当者	所属 氏名 電話番号
委託業者	名称 現場責任者氏名 電話番号

添付書類

- 1 調査の概要
- 2 調査実施の位置図及び区域図
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第36号（第35条関係）

第 号  
年 月 日

様

西条市長



詳細調査計画承認書

年 月 日付で提出のあった詳細調査計画について、西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第43条の規定により、下記のとおり詳細調査計画を承認します。

記

汚染地の所在地	
調査区分	<input type="checkbox"/> 地歴調査 <input type="checkbox"/> 土壌ガス調査 <input type="checkbox"/> ボーリング調査 <input type="checkbox"/> その他の調査( )
計画の概要	
調査予定期間	年 月 日～ 年 月 日
参考事項	
調査担当者	所属 氏名 電話番号
委託業者	名称 現場責任者氏名 電話番号

様式第 3 7 号（第 3 5 条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

詳細調査変更計画書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第 4 3 条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり提出します。

記

汚染地の所在地	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更理由	
変更予定年月日	年 月 日
調査担当者	所属 氏名 電話番号

添付書類

- 1 調査の概要
- 2 調査実施の位置図及び区域図
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第38号（第35条関係）

第 号  
年 月 日

様

西条市長



詳細調査変更計画承認書

年 月 日付で提出のあった詳細調査の変更計画について、西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第43条の規定により、下記のとおり承認します。

記

汚染地の所在地	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更理由	
変更予定年月日	年 月 日
調査担当者	所属 氏名 電話番号



年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

詳細調査結果報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第 4 5 条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり報告します。

記

汚染地の所在地	
調査区分	<input type="checkbox"/> 地歴調査 <input type="checkbox"/> 土壌ガス調査 <input type="checkbox"/> ボーリング調査 <input type="checkbox"/> その他の調査( )
結果の概要	
調査実施期間	年 月 日～ 年 月 日
参考事項	
調査担当者	所属 氏名 電話番号
委託業者	名称 現場責任者氏名 電話番号

添付書類

- 1 調査の概要
- 2 調査実施の位置図及び区域図
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第40号（第37条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

### 浄化事業計画書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第48条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり提出します。

### 記

汚染地の所在地	
浄化の方法	
浄化の範囲	
浄化事業予定期間	年 月 日～ 年 月 日
参考事項	
浄化事業担当者	所属 氏名 電話番号
委託業者	名称 現場責任者氏名 電話番号

### 添付書類

- 1 事業の概要
- 2 事業実施の位置図及び区域図
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第 4 1 号 (第 3 7 条関係)

第 号  
年 月 日

様

西条市長



浄化事業計画承認書

年 月 日付で提出のあった浄化事業計画について、西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第 4 8 条の規定により、下記のとおり浄化事業計画を承認します。

記

汚染地の所在地	
浄化の方法	
浄化の範囲	
浄化事業予定期間	年 月 日～ 年 月 日
参考事項	
浄化事業担当者	所属 氏名 電話番号
委託業者	名称 現場責任者氏名 電話番号

様式第42号（第37条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

浄化事業変更計画書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第48条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり提出します。

記

汚染地の所在地	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更理由	
変更予定年月日	年 月 日
浄化事業担当者	所属 氏名 電話番号

添付書類

- 1 事業の概要
- 2 事業実施の位置図及び区域図
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第43号（第37条関係）

第 号  
年 月 日

様

西条市長



浄化事業変更計画承認書

年 月 日付けで提出のあった浄化事業の変更計画について、西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第48条の規定により、下記のとおり承認します。

記

汚染地の所在地	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更理由	
変更予定年月日	年 月 日
浄化事業担当者	所属 氏名 電話番号

様式第44号（第38条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

### 浄化事業経過報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第50条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり報告します。

#### 記

汚染地の所在地	
報告対象期間	年 月 日～ 年 月 日
浄化事業の経過	
浄化事業担当責任者	所属 氏名 電話番号

添付書類

- 1 事業の概要
- 2 事業実施の位置図及び区域図
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第45号（第39条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

浄化事業終了申出書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第51条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり申し出ます。

記

汚染地の所在地	
申出の根拠	
浄化事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
参考事項	
浄化事業担当者	所属 氏名 電話番号
委託業者	名称 現場責任者氏名 電話番号

添付書類

- 1 事業の概要
- 2 事業実施の位置図及び区域図
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第46号（第39条関係）

第 号  
年 月 日

様

西条市長



浄化事業終了承認書

年 月 日付けで提出のあった浄化事業終了の申出について、西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第51条の規定により、下記のとおり浄化事業終了を承認します。

記

汚染地の所在地	
申出の根拠	
浄化事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
参考事項	
浄化事業担当者	所属 氏名 電話番号
委託業者	名称 現場責任者氏名 電話番号



様

西条市長



詳細調査（浄化事業）実施命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第52条の規定により、下記のとおり詳細調査（浄化事業）の実施を命じます。

記

汚染地の所在地	
調査（事業）実施の理由	
調査（事業）実施の内容	
調査（事業）実施期間	年 月 日～ 年 月 日
参考事項	

（教示欄）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提

起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第48号（第41条関係）

第 号  
年 月 日

様

西条市長



渇水時地下水採取制限（井戸一時停止）命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第55条の規定により、下記のとおり渇水時における地下水の採取制限（井戸の一時停止）を命じます。

記

井戸の名称		
井戸の設置目的及び地下水の用途		
井戸の設置場所		
井戸の構造	内径 <span style="float:right">mm</span>	深さ <span style="float:right">m</span>
揚水機設備	吐出口断面積 <span style="float:right">cm<sup>2</sup></span>	ストレーナーの位置 mから <span style="float:right">m</span>
	最大揚水能力 <span style="float:right">m<sup>3</sup>/日</span>	
	原動機の出力量 <span style="float:right">kW</span>	種類
地下水採取制限の理由		
地下水採取制限の内容	<input type="checkbox"/> 井戸の一時停止 <input type="checkbox"/> 採取量の上限 <span style="float:right">m<sup>3</sup>/日</span>	
地下水採取制限期間	年 月 日から 年 月 日まで	
備考		

様式第49号（第42条関係）

第 号  
年 月 日

様

西条市長



災害時地下水採取制限（井戸一時停止）命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第56条の規定により、下記のとおり災害時における地下水の採取制限（井戸の一時停止）を命じます。

記

井戸の名称		
井戸の設置目的及び地下水の用途		
井戸の設置場所		
井戸の構造	内径 <span style="float: right;">mm</span>	深さ <span style="float: right;">m</span>
揚水機設備	吐出口断面積 <span style="float: right;">cm<sup>2</sup></span>	ストレーナーの位置 <span style="float: right;">mから m</span>
	最大揚水能力 <span style="float: right;">m<sup>3</sup>/日</span>	
	原動機の出力量 <span style="float: right;">kW</span>	種類
地下水採取制限の理由		
地下水採取制限の内容	<input type="checkbox"/> 井戸の一時停止 <input type="checkbox"/> 採取量の上限 <span style="float: right;">m<sup>3</sup>/日</span>	
地下水採取制限期間	<span style="float: right;">年 月 日から 年 月 日まで</span>	
備考		

第 号  
年 月 日

様

西条市長



対象事業に係る改善命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第58条の規定により、下記のとおり対象事業に係る改善を命じます。

記

事業の名称	
事業の目的	
事業場の名称	
事業の実施場所	
事業の実施面積	
改善を命ずる事項	
改善の期限	年 月 日
備考	

（教示欄）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日

から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号  
年 月 日

様

西条市長



有害物質使用事業場に係る改善命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第 5 8 条の規定により、下記のとおり有害物質使用事業場に係る改善を命じます。

記

事業の名称	
事業の目的	
事業場の名称	
事業の実施場所	
改善を命ずる事項	
改善の期限	年 月 日
備考	

（教示欄）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決が

あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



第 号  
年 月 日

様

西条市長



地下工事に係る改善命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第 5 8 条の規定により、下記のとおり地下工事に係る改善を命じます。

記

地下工事の名称	
地下工事の実施場所	
改善を命ずる事項	
改善の期限	年 月 日
備考	

（教示欄）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年

を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第 号  
年 月 日

様

西条市長



地下工事以外の工事に係る改善命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第 5 8 条の規定により、下記のとおり地下工事以外の工事に係る改善を命じます。

記

工事の名称	
工事の実施場所	
改善を命ずる事項	
改善の期限	年 月 日
備考	

（教示欄）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年

を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第 号  
年 月 日

様

西条市長



地下水採取に係る改善命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第58条の規定により、下記のとおり地下水採取に係る改善を命じます。

記

井戸の名称	
井戸の設置場所	
改善を命ずる事項	
改善の期限	年 月 日
備考	

（教示欄）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年

を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第 5 5 号（第 4 9 条関係）

年 月 日

西条市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

地位承継届出書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第 5 9 条の規定により地位を継承したので、関係書類を添付して、下記のとおり届け出ます。

記

承継した事項	
承継した事由	
説明の実施日	年 月 日
備考	

添付書類

- 1 承継の概要を説明する書類
- 2 その他市長が必要と認める書類